

道民意見提出手続（パブリックコメント）実施結果の概要

1 名称

北海道受動喫煙防止対策推進プラン [素案]

2 意見等の募集期間

令和5年12月8日（金）～令和6年1月9日（火）

3 提出者数

個人4名、7団体

4 意見の内訳

42件

区分	件数
1 計画策定の趣旨など	1件
2 受動喫煙防止対策に関する具体的施策	7件
3 法と連動した受動喫煙防止の取組の促進	6件
4 その他の取組	10件
5 数値目標	2件
6 計画の進行管理と評価	2件
7 その他	9件
8 案に直接関係のない意見	5件

5 主な意見の概要

・計画策定の趣旨など

○ 確実に受動喫煙による心筋梗塞、脳梗塞、肺疾患などの発症率を下げる。

・受動喫煙防止対策に関する具体的施策

○ 「受動喫煙」がどのような状態を指すのかわかりません。周りに聞くとみんな言っていることが異なります。健康への被害を防止することが受動喫煙防止対策だと考えます。

○ 企業、店舗、レストラン、タクシーなどの屋内や、車内は絶対禁煙が必要だと啓蒙すべき。
(類似する意見が他に1件)

○ 義務教育や市民講座を通じて学習機会を確保すべき。

○ ぜひ正しい影響をお伝えください。人によって異なる知識は人を人から遠ざけます。差別や偏見にもつながります。特に子どもに対しては注意が必要です。

○ 受動喫煙防止対策の理解を深める「出前講座」は、その対策に積極的ではない企業や団体を対象に行い意識を変えてもらうべきだと考えます。

○ 駐車禁止取り締まりのような指導を行うべき。

・法と連動した受動喫煙防止の取組の促進

○ 原則という言葉をとりはらい、まず、絶対屋内禁煙を実現すべき。
○ 受動喫煙の危険が高い位置への灰皿を設置や、路上での歩きタバコなど、喫煙者の自主的な受動喫煙防止への配慮は得られない。条例により法的規制を掛けて全ての道民が健康に過ごせるようにするのが、道の責務であると考え。
○ 適切な分煙環境整備促進に向けて国の助成制度に、道が助成を上乗せする形で拡充し事業者施設の整備の促進を図るよう要望致します。 (類似する意見が他に1件)
○ 受動喫煙防止対策を推進する上で、適切な分煙環境を整備することが重要であるため、北海道及び道内各自治体において、地方たばこ税を活用した公共又は民間の屋内外の分煙施設の整備を要望する。
○ 飲食店やホテルの客室など、行政が介入して強制するのではなく、各事業主が経営判断して、吸う・吸わないの環境を選択できる状態であり、経営の自由度は担保されるべきと思います。

・その他の取組

○ サードハンドスモークは、健康影響がまだ明らかになっていないため、道民へ誤った啓発とならないよう事実に基づく適切な周知を要望する。 (類似する意見が他に3件)
○ 屋外の喫煙でも受動喫煙が生じることの啓蒙や三次喫煙の周知をすべき。
○ 「北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例」を広く周知することに加え、公共的な喫煙所の設置を推進のうえ、喫煙者に定められた場所での喫煙を啓発するべきと考える。 (類似する意見が他に1件)
○ 歩きたばこ等の防止については、公共の場所において「吸い殻入れ」を携帯しているからと言って、どこでも吸っても良いわけではありません。この条例の8条については解釈によっては誤解を招く可能性があります。道が主体となり自治体とともに「地方たばこ税」などを活用し適正な分煙施設を整備し歩きたばこを抑制する取組が必要だと考えます。
○ 「歩きたばこの防止」が条例で規定していないのであれば、条例で規定すべき。規定できないなら、今回策定する「受動喫煙防止対策推進プラン」の中に「歩きたばこはしてはいけない。」と記載するべき。 (類似する意見が他に1件)

・数値目標

○ 「適切な分煙環境の整備」について、分煙環境が極めて少ない事が問題であり、隠れ喫煙を助長している大きな要因であることから、公共の分煙環境整備に数値目標を設定すべき。
○ 喫煙者を10%以下に減らす。屋内禁煙100%をめざす。

・計画の進行管理と評価

○ 四半期単位でデータを公開すべき。
○ すこやか北海道21(たばこ対策推進計画)への統合の検討に当たっては、科学的根拠に基づき、様々な立場の者による公正な議論がなされることを要望する。

・その他

<p>○ 健康増進法の屋内での受動喫煙防止の規定を屋外にも広げるべきで、屋内だけでなく、屋外の公共的施設や、歩道（路上）、公園、子ども関連施設、屋外スポーツ施設、遊泳場、スキー場、レクリエーション施設、社寺仏閣などを含め、禁煙空間を広げていただきたい。</p>
<p>○ 子どものいる場所や傍での喫煙・タバコをやめるルール作りの推進をお願いしたい。</p>
<p>○ 歩きタバコをしている者から罰金を徴収してください。歩きタバコ喫煙者は罰金や罰則がないとやめません。出来ないなら理由を説明してください。</p>
<p>○ 家族や、職場、公共の場などの受動喫煙で、病気になり、早死にした人は数知れない。吸える場所を限りなくゼロに近づけていくことが、受動喫煙の危害防止だけでなく、喫煙者の禁煙を促すことになるので、対策強化をよろしくお願いします。</p>
<p>○ 喫煙者に禁煙を促し勧めるために、「禁煙治療の2/3助成」を道と自治体でもよりいっそう進めていただきたい。</p>
<p>○ タバコ病による早死にを無くするための取り組みをよりいっそう進めていただきたい。 (類似する意見が他に3件)</p>

・直接関係のない意見

<p>○ 2024年の5/31世界禁煙デーと禁煙週間の機会に、イエローグリーンのライトアップに参加をお願いします。</p>
<p>○ 我が国でも「タバコの添加物の法規制と監督機関の創設」を貴道からも国へ要請いただきたい。</p>
<p>○ PM2.5や匂いセンサーなど利用しての立ち入り調査、指導すべき。</p>
<p>○ 海外から来た観光客が、いたるところで副流煙にさらされたら、当然幻滅するしリピートされなくなる。</p>
<p>○ 道庁のエレベーターに乗ると全身にタバコ臭を纏った職員がいる。道職員の受動喫煙防止対策を推進するのが先であると考えます。</p>

道 民 意 見 提 出 手 続 の 意 見 募 集 要 領

令和5年12月8日

- 1 計画等の案の名称
北海道受動喫煙防止対策推進プラン [素案]
- 2 参考資料の名称
北海道受動喫煙防止対策推進プラン [素案] 概要
北海道受動喫煙防止対策推進プラン [素案] 概要 (やさしい版) ※子ども向け
北海道受動喫煙防止対策推進プラン [素案]
- 3 計画等の案及び参考資料の入手方法
北海道のホームページ (保健福祉部健康安全局地域保健課ホームページ) に掲載
(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/jks/pubcom.html>)
上記掲載情報は、以下の場所で閲覧可能です。
ア 北海道保健福祉部健康安全局地域保健課 (6F)
イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター (道庁別館3F)
ウ 各総合振興局及び各振興局 (石狩振興局を除く) の行政情報コーナー
エ 各総合振興局及び各振興局保健環境部保健行政室 (地域保健室) 企画総務課
- 4 意見等の募集期間
令和5年12月8日 (金) ~令和6年1月9日 (火)
- 5 意見等の提出方法及び提出先
 - (1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部健康安全局地域保健課 (がん対策係)
 - (2) ファクシミリ 011-232-2013
 - (3) 電子メール hofuku.kenkou@pref.hokkaido.lg.jp
 - (4) 電子申請サービス (子ども向け)
<https://www.harpp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=c7irwYoW>
- 6 意見募集結果の公表時期
提出された意見については、意見に対する道の考え方とともに、令和6年3月上旬を目途に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。
なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。
- 7 その他
 - (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
 - (2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名 (団体の名称) を記載してください。
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所 (市町村名のみ) を公表することがあります。
 - (3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
 - (4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。
 - (5) 意見受付後、約3日 (土曜・日曜日、休日を除く) 以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。
 - (6) プライバシーを侵害する意見、誹謗中傷などの差別を助長する意見、個人情報が記載された意見は公表しない場合があります。

問い合わせ先

保健福祉部健康安全局地域保健課健康づくり係

電話 011-204-5767